

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	資金移動(為替取引)に係る制度整備	
担当部局	金融庁総務企画局企画課調査室 電話番号: 03-3506-6000(内線3529) e-mail: RIA@fsa.go.jp	
評価実施時期	平成21年3月5日	
規制の目的、内容及び必要性等	【目的・必要性】 現在、わが国では、銀行法等により為替取引は銀行(預金取扱金融機関)以外の者は行うことができないとされている。利用者の利便性の向上や決済サービスに係る国際競争力の強化の観点を踏まえれば、預金の受入れや融資等の運用を行わない為替取引については、銀行以外の者が行うこと(為替取引に関する制度整備)を認めることとし、イノベーションと競争を促進し、多様な担い手による資金移動サービスの提供を可能とすることが適当である。	
	【内容】 銀行以外の者について、登録を受けて為替取引を営むことを認めるなど、資金移動業に関する所要の制度整備を行う。	
	法令の名称・関連条項とその内容	資金決済に関する法律案第3章及び関係附則
想定される代替案	資金移動業者について届出制とする。なお、その他の事項は原則として本案と同様とする。	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	登録申請に係る事務費用、履行保証金の供託等に要する費用(資金調達に要する費用や資金使途が制限されることによる機会費用を含む)、各行為規制に係る費用、行政機関への報告に係る費用等に係る費用等の費用が発生する。
	(行政費用)	登録に係る事務費用、検査・監督費用が発生する。
	(その他の社会的費用)	新たな費用は発生しない。
	代替案の場合	
	届出に係る事務費用、履行保証金の供託等に要する費用(資金調達に要する費用や資金使途が制限されることによる機会費用を含む)、各行為規制に係る費用、行政機関への報告に係る費用等に係る費用等の費用が発生する。	
	届出に係る事務費用、検査・監督費用が発生する。	
	新たな費用は発生しない。ただし、登録制に比して届出制とした場合、行政機関が事前に審査を行うことができず、業務を適切に行うための要件を満たさない不適格な事業者を排除できない可能性が高まる。	
規制の便益	便益の要素	
	現在、銀行のみに認められている為替取引について、資金移動途上にある資金と同額以上の資産保全を義務付けるとともに、資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要となる財産的基礎や体制の整備を求めることにより、登録制の下、銀行以外の事業者が行うことができることとすることにより、イノベーションと競争を促進し、多様な担い手による資金移動サービスの提供が可能となり、利用者の利便性の向上等に資することとなる。	
	また、資金移動途上にある資金の全額保全を義務付けることにより、利用者は資金移動業者の信用リスクを考慮せずに資金移動を行うことができる。	
	代替案の場合	
	原則として本案と同様。ただし、届出制とした場合、上記のとおり、行政機関が事前に審査を行うことができず、不適格な事業者を排除できないため、その効果が減殺される可能性がある。	
	本案と同様。	

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>(1)費用と便益の関係 本案の場合、資金移動業者における登録申請等の遵守費用及び検査・監督等の行政費用が発生する一方で、為替取引について制度整備を行うことにより、イノベーションと競争を促進し、多様な担い手による資金移動サービスの提供が可能となり、利用者の利便性の向上等に資することとなる。この便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられることから、本案は適当と考える。</p> <p>(2)代替案との比較 資金移動業を行おうとする者にとっては、届出制の場合、届出を行えば直ちに資金移動業を開始することができる点が、登録制と比べて増加する便益である。 一方、為替取引は、経済活動の基礎をなす社会インフラであり、資金の送り手・受け手双方の利用者の保護が必要であるとともに、資産保全を適切に行うことができない事業者が破綻した場合の社会的・経済的影響が大きいと考えられるが、資金の送り手・受け手双方の利用者にとっては、情報の非対称性により、資金移動業者が適格であるかどうか判断することが困難である場合も多く、届出制の場合、行政機関が事前に審査を行うことができず、業務を適切に行うための要件を満たさない不適格な事業者を排除できないため、資金移動業者が破綻した場合や為替取引が適切に履行されない場合に利用者保護に欠ける事態や資金決済システムの安全性等が損なわれる事態が生じる可能性が高まることとなる。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項 レビューを行う時期又は条件</p>	<p>金融審議会金融分科会第二部会報告書「資金決済に関する制度整備について—イノベーションの促進と利用者保護—」(平成21年1月14日公表) 資金決済に関する法律案の施行後5年を経過した場合において、この法律案の施行状況等を勘案し、資金決済に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>